

「タカラレーベン（8897）」の新株予約権無償割当（ライツ・イシュー）の取扱いについて

タカラレーベン株につきましては、新株予約権の無償割当（ライツ・イシュー）が株主に無償で割当されることが発表されています。新株予約権を割当てられた株主は、その権利行使して新株を得る（権利行使）か、市場で売却することができます。

- トレジャーネットにおける新株予約権無償割当（ライツ・イシュー）の取扱い
トレジャーネットでは、割当てられた新株予約権の売却注文および権利行使による株式取得の手続きをお受けいたします。（買付はお受けいたしません。）
売却は通常通りPCまたは携帯電話で行って下さい。権利行使は書面（郵送）にての手続きとなります。【権利行使する場合】でご確認下さい。

【売却する場合】

- 新株予約権売却可能期間
4月1日（木）～5月24日（月）
- 新株予約権の売買手数料
新株予約権の手数料は株式手数料を適用いたします。

【権利行使する場合】

- 新株予約権権利行使可能期間
平成22年5月6日（木）～5月24日（月）（必着）（消印有効ではありません。）
※登録住所等の記載事項等に不備があった場合は手続きをお受けできませんので十分内容を確認して記入をお願い致します。（「口座情報照会」でご住所等を確認して下さい。）
行使・抹消請求取次依頼書の提出先：
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番13号
むさし証券トレジャーネット送付用宛名ラベル（送料当社負担）
- 新株予約権の権利行使に必要な書類
1. 新株予約権の権利行使を希望される場合は、発行会社（タカラレーベン）より送付される書類「行使・抹消請求取次依頼書」に必要事項を記載のうえ、当社宛に郵送にてご提出ください。記入の際に押印が必要な場合はトレジャーネットの登録印を押印して下さい。
2. 新株予約権の権利行使は電話、FAX、メール等ではお受けしません。必ず、「行使・抹消請求取次依頼書」を当社宛にご送付して下さい。

【その他】

- 新株予約権の信用取引における取扱い
1. 新株予約権は信用取引ができません。
2. 新株予約権は、代用有価証券にはなりません。
- 権利行使で交付された株券の税制上のお取扱い
1. 新株予約権は一般口座でのお取扱いとなります。特定口座をお持ちのお客様でも特定口座でのお取扱いはできません。
2. 権利行使によって交付されたタカラレーベン株は親株が特定口座のお客様は特定口座、親株が一般口座のお客様は一般口座でのお取扱いとなります。
- 権利消滅について
新株予約権は5月24日（月）までに権利行使を行わないと消滅します。救済措置はありませんのでご注意をお願い致します。

むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13（加入協会 日本証券業協会（社）金融先物取引業協会）

資本金：4,727百万円（平成19年9月末現在） 設立年月：昭和22年8月